



山形県公報

平成16年11月10日(水)

号 外(65)

目 次

告 示

天災による特別被害地域の指定..... (農政企画課) ... 1

告 示

山形県告示第1064号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)第2条第5項第1号及び平成十六年八月十七日から九月八日までの間の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(平成16年政令第350号)の規定に基づき、特別被害地域を次のとおり指定する。

平成16年11月10日

山形県知事 高 橋 和 雄

市 町 村 名	旧 市 町 村 の 区 域
鶴 岡 市	大 泉 村
	大 山 町
	西 郷 村
	上 郷 村
酒 田 市	酒 田 市
	新 堀 村
	広 野 村
	袖 浦 村
	東 平 田 村
	中 平 田 村
	北 平 田 村
	上 田 村

		本	楯	村
		南	遊	佐
		西	荒	瀬
櫛	引	町	山	添
遊	佐	町	遊	佐
			蕨	岡
			稻	川
			西	遊
			高	瀬
			吹	浦